CHIYODA
Yes,
We love.
教育と文化のまち千代田区

広報 千代田

10/5 NO.713
昭和61年（毎月5日・20日に発行）
発行：東京都千代田区
〒102千代田区九段南1-6-11 ☎264-0151（代）
編集：千代田区企画部広報課

自立して明日をきずく
23 TOKYO
特別区制度の改革

街づくりに大きな夢を

◉歴史と伝統と文化を重視したまちを
◉連帯と信頼を基にした、地域からの発想を大切にするまちづくりを
◉地域特性を活かした魅力と活力あるまちを
◉優れた機能と環境を備えた国際中枢都市に
◉住み・集い・学ぶ人々の生活感覚を大切にした温もりのあるまちを
◉千代田区らしさが明確に表われたまちを

「千代田の街づくりに立上がろう！」と、9月18日、千代田区は、街づくりに向け新たな一歩を踏み出しました。「街づくり協議会」・「懇談会」が発足、スタートしたのです。

発足式の会場となった区役所会議室には、委員や区政関係者ら約200名が集まり、街づくりに対する熱気であふれていました。

加藤区長も、委員の委嘱に先だち、「千代田のまちづくりに大きな夢を共に創りあげよう」とあいさつ。（下記）明日の千代田のまちづくりに強い決意を表わしました。

▲委嘱状の伝達

▲各地域の委員のみなさん

街づくり協議会

6協議会が出張所ごとに設置されました。区民・企業・行政が三位一体となって構成されています。

各地域の特色を生かした〝街づくり〟について話合い、地域における「街づくり方針」の検討を進めていきます。

街づくり懇談会

「千代田区街づくり方針に関する答申」を行った都市計画審議会のメンバーで構成されています。

協議会との合同の会合なども行いながら、街づくりに関して全般的な論議を深めていきます。

※

このほかに、個別計画を推進・実行する計画推進協議会の設置も予定しています。

●千代田区の街づくりについてのご意見・ご質問は、都市整備部街づくり推進担当副主幹、主査まで。

街づくり協議会
街づくり懇談会
発足式区長挨拶

本日は、千代田区の街づくりに向けた新しい船出の日であり、記念すべき日であります。

いま、千代田区の街づくりを巡る状況は極めて困難なものとなっています。区政の持てる力を、はるかにしのぐ社会経済情勢の大きなうねりと国際化・情報化の新たな潮流は、大河となって区政と区民の前に押し寄せております。二十一世紀を間近に控えた今日、区政はもちろんのこと、住み・集い・学ぶ千代田区を構成する全ての人々に対して、このような困難な状況に勇敢に立ち向かい、これを克服していくことが求められており、街づくりに向けて、いま何をなすべきかが問われております。私はこれまで、「まちづくりは、すぐれて総合的な行政であり、地域の自治そのものである。」と申し上げて参りました。その意図するところは、街づくりは、単に建物や街路の整備にとどまらず、この千代田区を構成する全ての人々の千代田区を愛する心意気をも、街づくりの大きな柱として組み上げることにあります。同時に、「まちづくりは人づくりであり、仕組みづくりであるとともに地域の総意づくりである。」とも申し上げております。

「街づくり協議会」及び「街づくり懇談会」は、「千代田区都市計画審議会」の委員の皆様の精力的かつ熱心な検討の結果得られた答申によって、設置の必要性とその考え方が示されたものであります。住民・企業・行政が三位一体となって、地域からの街づくりのこだまを響かせ、さわやかな風をおこそうという、この新しい提案は、昼間人口を含めた百万都市千代田のさらなる発展のための大きな架け橋になる可能性を秘めており、是非そうしていくべきであると思います。

ここに、委員として委嘱申し上げる皆様は、それぞれ区民各層から、街づくりにふさわしい方々をとお願いした方ばかりであります。皆様には、今後、地域における街づくりの指針となる街づくり方針をはじめ、地域の街づくりに関する諸問題の御検討をお願いすることになります。また、これからの千代田の街づくりは、住民・企業・行政のいずれにとってもメリットのある、千代田区の特性が明確に表れたものとして進めていく必要があると考えます。答申文では、これを生活都心・文化都心・情報都心と表現していますが、今後、皆様方の検討を経て、これが更に、光彩を放っていくことを切望しております。

また、今日お集まりの全ての方が、千代田の街づくりの明日を切り拓く勇敢な戦士であり、歴史と伝統を次代へ継承するロマンを乗せた千代田丸の秀れた乗組員であると感じております。

私は、かつて私を襲った病魔との闘いの中で、「夢を見ることができない人は、明日を生る力がない。」との思いを強く持ちました。今、まさに、区政と皆さんとの間で新たな信頼関係を築き、これを更に強めていく時期にさしかかっていると思います。

明日を生きるために、千代田のまちづくりについて大きな夢を、共に創りあげようではありませんか。

皆さんのご活躍を期待し、区政の総力を挙げた取り組みをお約束して御挨拶と致します。

昭和六十一年九月十八日

千代田区長　加藤清政

★次号の広報千代田は、区民体育大会を特集する予定です。そのため発行日が遅れますがご了承ください★

千代田まつり☆☆開催

10月4日の区民将棋大会を皮切りに、秋の「千代田まつり」が開幕しました。

「千代田まつり」は区民のみなさんが主役。家族そろってお出かけください。

ご家族でご参加を！

10月10日㈮は 区民体育大会の日

外濠公園総合グラウンドで午後9時から…

こどもさんからお年寄りの方まで、家族みんなで参加できる「区民体育大会」。

年に1度の区民の祭典、こしはどこの地区が勝つかなぁ？

でも、勝負はさておき、いい汗かいて楽しい一日をすごしましょう。

◆雨天のときは12日㈰に延期

10月10日㈮が雨天のときは、12日㈰に延期します。12日も雨のときは中止となります。

◆当日の開催はラジオで確認

当日開催するかどうかは、ニッポン放送（1242KHZ）で、10日午前6時25分『スポーツ水戸黄門』の番組のあとに、また、12日に延期されたときも同じく、ニッポン放送で午前6時24分『サンデーマイクジャーナル』の番組のあとに放送します。

※会場には駐車場がありませんので車でのご来場はご遠慮ください。

第7回区民文化祭 展示と発表

入場無料

作品展示＝九段社会教育会館 10月22日㈬～26日㈰午前10時～午後7時（ただし、26日㈰は午後4時まで）

・洋画、水墨画、切り絵、俳句、短歌、版画、彫刻、陶芸、鎌倉彫、七宝焼、写真、書道、華道、障害者による作品

・茶道　香道の席

発表会＝千代田区公会堂

・オーケストラ　10月18日㈯午後6時30分～

・日本芸能のつどい　10月25日㈯午後2時30分～

・コーラス　10月26日㈰正午～

問合せ　社会教育課事業係（☎234－2841）

東京名物 神田古本まつり

神田古書店連盟の主催で、数10万の古本が売出されます。

青空堀出市＝10月25日㈯～11月3日㈪午前10時～午後6時

・岩波会場（神保町交差点）

・三省堂会場（駿河台下交差点）㈰雨天中止）

古書特選即売会＝10月24日㈮～26日㈰、東京古書会館（神田小川町3－22）で

問合せ　商工振興係

花の祭典 菊花大会

いろとりどりの菊の花を、ごゆっくりお楽しみください。

とき　10月16日㈭～11月5日㈬

会場　靖国神社境内

問合せ　商工振興課観光係

展示生活講座を開催 消費者消費生活

10月19日から25日までの1週間は、東京都が定めた「消費者週間」です。

区では、これにあわせ、「第8回千代田区消費生活展」と「消費者講座」を開催します。

相談コーナー
生活設計、清掃、年金、電話などの各種相談

その他のコーナー
くらしのなかの計量／水の有効利用／電気コーナー／廃油から石けんを／ガスの安全を考える／家庭における防災対策／お米まつり（お米500gを無料配布）など

木工教室
17日・18日とも先着20名（18日は午後1時30分から）

おにぎり試食（昼食時）
新米・麦飯などを100名に

リフォームファッションショー
17日午前11時・18日午後1時
※来場者に「くらしの豆知識」をさしあげます。

問合せ　生活勤労係

10月17、18日 産業会館で くらしに役立つ 消費生活展

消費生活展では、くらしに役立つコーナーがいっぱいです。お米のプレゼントもありますヨ！ぜひご来場を。

とき　10月17日㈮・18日㈯、午前10時～午後4時

会場　区立産業会館（神田錦町3－21）

テーマ「千代田区のくらしを考える」

消費者グループ展示コーナー
忘れていませんかカルシウムのこと／あなたとたまご／老人医療と家計簿／こどもの食生活と健康／千代田区のくらしの現状／リフォーム

▲昨年の消費生活展

10月28日～30日 ふやそう身近な緑 秋の植木即売会

園芸相談コーナーも開設

植木、草花、観葉、盆栽や園芸資材などを即売します。ご家庭や職場に緑のうるおいを！

各会場では、午後1時から3時まで園芸相談コーナーを設けます。園芸のことなら何でもおたずねください。

とき・ところ

・10月28日㈫＝芳林公園

・10月29日㈬＝東京大神宮（富士見2－4－1）

・10月30日㈭＝西神田公園

※雨天中止（小雨は決行）

問合せ　生活環境係

消費者講座 「豊かなる日本の経済？」 ～国民の9割が中流と感じる豊かさのゆくえ～

今回の講座では、日本の経済のしくみをわかりやすくお話していただき、現在急速に進行している円高問題や貿易摩擦が、わたしたちの「中流」といわれるくらしに、どのような影響をおよぼすか考えてみたいと思います。

とき　10月30日㈭午後1時30分～3時30分

会場　区役所6階会議室

講師　横浜国立大学教授　岸本重陳氏

定員　50名

申込み・問合せ　10月6日㈪午前9時から生活勤労係へ電話で。

高齢者事業団主催 きもの着付講習会

高齢者事業団では、区内のご婦人を対象に、着付講習会を開催します。

とき　11月4日㈫、5日㈬、12日㈬、19日㈬、25日㈫、26日㈬（全6回）午後6時から8時まで。

会場　神保町出張所婦人集会室

講師　高齢者事業団理事　大園さん、多賀さん

受講料　4千500円

教材費　500円～千円

申込み・問合せ　高齢者事業団事務局（高齢者センター内☎234－0028）まで受講料を添えて申込みを。先着15名で締切ります。

駅前放置自転車 クリーンキャンペーン 11月11日㈫～17日㈪

国・都の協力を得て、駅前放置自転車クリーンキャンペーンを行います。

11月13日㈭、14日㈮には、区内の国電、地下鉄駅周辺の放置自転車を撤去します。

みんなの迷惑となる自転車の放置はやめましょう。

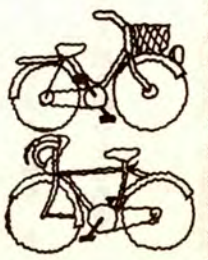

問合せ　土木部管理課交通安全監視係

全国防犯運動（10月11日～10月20日）にご協力を！

○**自動車盗その他の乗物盗の防止**
—愛車へのいたわり示すドアロック—

○**侵入盗の防止**
—防犯は日ごと家ごと地域ごと—

○**少年非行の防止**
—ふれあいと対話が育てる子の未来—

求人情報

内職相談から「手編み」のできる方を探しています

至急、ご連絡ください。

連絡・問合先　生活勤労係

納期のお知らせ

特別区民税・都民税第3期分の納期限は10月31日㈮です。

忘れずにお近くの金融機関、または、区役所、出張所へ納めてください。

明日の千代田のまちづくりに
区民の意見あつまる

区政懇談会特集

区長が直接出向き、区民のみなさんの声を聴く「区政懇談会」が、9月2日から各区民会館で行われました。

今年は、懇談会で出された意見を、9月18日に発足した「街づくり協議会」（1頁参照）に反映するため、例年より早い開催となりました。

懇談には、391名の方が参加され、〝街づくり〟を中心に164件もの意見・要望・提案がありました。

※

以下、各会場で出された意見、要望、提案などのうち、主なものを紹介します。

問合せ　広報課広聴係

街づくり協議会の役割は？

問　街づくり協議会の役割と構成員、そして、今後の活動について聞きたい。

答　街づくり協議会の役割は地域における街づくりの方向性を話し合い、いろいろな意見を集約し、街づくりの個別課題などを整理することなどです。

協議会の委員は、住民の代表の方々をはじめ、企業からも参加を求め、地域を構成する幅広い層で組織します。

そして、当面、地域における街づくりの道しるべとなる「街づくり方針」の検討に取り組んでいただきます。

神田駅周辺の21世紀の展望は

問　千代田区、特に神田駅周辺の21世紀の予測とそのための対策について聞きたい。

答　神田駅周辺ばかりでなく千代田区に住民がいるということが大前提になります。企業も栄え、住民の減少を止めさらには増加に転じる構想を念頭に、具体的には街づくり協議会で論議し、21世紀へ向けての基礎をつくっている段階です。

有楽町駅前の再開発は

問　有楽町駅前の再開発の区としての位置づけは。

答　有楽町駅前の再開発事業については、最重要再開発事業として、区の都市整備部をあげて支援していきます。

また、計画の内容については、先頃発足した、企画設計協議会へ、皆さんのご意見を伝え、要望していきます。

▲取り壊し跡地で

建物取り壊しの際の指導を

問　建物の取り壊しに伴う騒音やほこり、又、取り壊し後の枯草による火災の心配や、ねずみの被害などで困っている。区で条例か指導要項を作ってほしい。

答　区民の皆様の生活上の問題については、身にしみて感じていますので、早急に業者を指導していきたいと思います。

都市開発計画決定区域の固定資産税高騰の対応策は

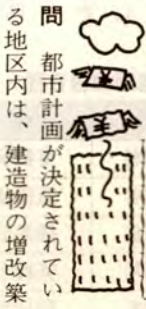

問　都市計画が決定されている地区内は、建造物の増改築に制約があり、土地の有効利用のさまたげとなっている。にもかかわらず、固定資産税は高騰している。対応策はないか。

答　都市計画決定された地域の固定資産税については、昨今の地価高騰の影響などもあり、現在、東京都が実態の調査に乗り出したところです。

防災無線が聞きとりにくい

問　防災無線は、ビル化のため、ますます聞きとりにくくなっている。小さいスピーカーを増やして、聞きとりやすくする方法を検討してほしい。

答　防災無線の状況については、ご指摘の通りです。この点をカバーするために、個別受信機を各町会を含め195台設置しています。なお、防災無線については、62年度以降に16局開局の予定です。

観光に力を入れてほしい

問　観光面で区としても、もと力を入れてほしい。

答　区では、現在、さくら祭りや植木市などの事業を行っていますが、観光案内板の設置についても検討していきます。

また、観光協会でもガイドマップの増刷やガイドブックの発行も予定しています。

▲7月の納涼灯ろう流し

特養ホームなどの建設を

問　高齢化社会へ向けての積極的な対策として、特別養護老人ホーム、または、軽費老人ホームを作っては。

答　老年人口比率の高い千代田区では、特に高齢化社会へ向けて、福祉施策の充実を重要課題と受けとめ、その推進に努めているところです。特別養護老人ホームなどの設置の必要性も十分認識していますが、総合的施策の体系の中で、鋭意検討を重ねていきます。

障害者の生活実習所の設置を

問　障害者のための生活実習所の設置と、その施設までの福祉バスの運行をお願いしたい。

答　生活実習教室の開設について本年度すでに調査を行っており、来年度以降開設できるよう、施設への送迎もあわせて、検討していきたいと思います。

早稲田通りの歩道拡幅について

問　早稲田通りの歩道拡幅について区ではどのように考えているか。

答　今年になって陳情書をいただき、現在、区議会で審議中ですので、その結果に添って対応していきたいと考えています。なお、実施することになった場合でもNTTの地下ケーブルの移設、および、電線類の地中化等先行工事があり、それらにも相当の時間がかかりますので御了承ください。

神田駅周辺の環境美化を

問　神田駅周辺の環境美化が区の諸計画からはずされている。ガード下への公衆便所の設置等も含め、区の今後の対策は。

答　これまでにも、新幹線の問題を含め、国鉄にいろいろと要望していますが、今後とも努力していきます。

収集日の前にゴミを出す人がいるが

問　ごみは、収集当日の朝に出すことになっているが、前日に出す人がおり、悪臭などがひどい。また、ごみ集積所のポリ容器を収集が終ってもすぐに取りにこない人が多い。

答　ごみの出し方については当日の8時半頃にとお願いしていますが、容器の回収と併せて徹底するようPRに努めていきますので、ご協力を、お願いします。

区立小・中学校の統廃合は？

問　学校の統廃合は、難しいと思うが、早急にやらなければならない問題だと思うがどうか。

答　昨年発足した教育条件検討会において、小学校では単学級では能率が上がらず、中学校では1学年6～8学級程度が望ましいといった結論がでています。

最近、まちのなかから統廃合問題の声も聞かれますが、地域の皆様に守られてきた伝統ある学校を簡単に統廃合するわけにもいきません。

いずれにしても、教育委員会としては、教育水準の維持向上を第一に考えています。

第二次教育条件検討会も発足したので、皆様が納得のいくように、慎重に検討したいと思います。

麹町地区の公共施設の設置について

麹町地区へ、麹町保健所、四番町図書館・歴史民俗資料館などの公共施設をつくっていただき、ほんとうにありがとうございます。

▲落成した四番町施設

みなおしてみませんか
私達の千代田を
国際都市―生活都心
あなたが主役
千代田のまちづくり
区民集会
PARTⅣ

今年は、まちづくりの専門家東京工業大学教授熊田禎宣さんを招いて開催します。こぞってお集り下さい。

● 麹町地域
とき　11月6日㈭PM6:30～
ところ　麹町小学校講堂

● 神田地域
とき　11月7日㈮PM6:30～
ところ　神田小学校講堂

主催　千代田区連合町会・区議会
お問合せ　内451～4
☎03 264-0151

特集 年金制度が変わりました

今回の大きな改正点は、国民年金をすべての人が共通して受けられる基礎年金に発展させたことです。これにより、20歳から60歳までの人はすべて、国民年金に加入することになり（ただし、昼間部学生を除く）、サラリーマンの奥さんも、自分名義の基礎年金を確実に受けられるようになりました。

加入するひとは3種類

新しい国民年金に加入するひとはつぎのようになります。

1、日本国内に住んでいる自営業・自由業者などで、20歳以上60歳未満のひと。**（第1号被保険者）**

2、厚生年金・共済組合に加入しているサラリーマンやOL。**（第2号被保険者）**

3、サラリーマンの奥さん（夫に扶養されている）で、20歳以上60歳未満のひと。**（第3号被保険者）**

※サラリーマンの奥さん（第3号被保険者となる人）で手続きがまだの方は、急いでください。

新しく加入できるひと

●60歳からの任意加入

新しい国民年金では、60歳から65歳の間任意加入できるようになりました。期間不足の人も任意加入して不足期間を充せば、年金が受けられます。また、加入可能年数（左頁・表1）に足りない人が加入して、より高い年金が受けられるようになりました。

●海外からの任意加入

海外に居住する20歳から65歳までの日本人は、国民年金に任意加入できるようになり、61年3月までの在外期間もカラ期間として、受給資格期間に算入されるようになりました。

●海外居住のサラリーマンの奥さん

海外に居住するサラリーマン（日本人）の奥さんは、国内居住の人と同様「第3号被保険者」（強制加入）となります。

国民年金巡回相談

今年の4月から年金制度が大きく変わりました。

これまで任意加入だった「サラリーマンの奥さん」も、強制加入になりました。

手続きはもうおすみですか。まだの方はお急ぎください。また、手続きが不充分だったり、保険料の納め忘れがあったりして、万一のとき年金が受けられなかったら大変です。

国民年金課では、区内6ヶ所で国民年金巡回相談所を開設いたします。年金についてわからないことなど、なんでも相談ください。お気軽にご来場を。

問合せ　国民年金課

▼国民年金巡回相談日程・会場

日程	場所	雨天の場合
11月5日(水)	東郷元帥記念公園	一番町区民集会室
11月6日(木)	飯田橋ラムラ広場	飯田橋ラムラ広場
11月7日(金)	錦華公園	神保町区民集会室
11月11日(火)	芳林公園	万世橋区民集会室
11月12日(水)	和泉公園	和泉橋区民集会室
11月13日(木)	神田公園	神田公園区民集会室

※時間は午前10時～午後4時

加入者の種類と保険料の払い方

加入者の種類と保険料の支払い方法はつぎのとおりです。

新年金制度への加入と保険料

種類	第1号被保険者（強制加入）	第1号被保険者（任意加入）	第2号被保険者（強制加入）	第3号被保険者（強制加入）
加入する人	現行、国民年金の加入者は、そのまま、引き継がれます。	・学生・被用者年金各法の老齢・退職年金受給者・60歳以上65歳未満の人 ・外国居住日本人で20歳以上65歳未満の人	厚生年金、共済組合に加入している人は、国民年金にも加入します。	厚生年金、共済組合に加入している人の配偶者で扶養されている人（20歳以上60歳未満）
保険料	・自営業や自由業の人・無職の人 ・障害年金を受けている人とその配偶者 ・遺族年金を受けている人など ・定額保険料1か月 7,100円（61年度価格） ・付加保険料1か月 400円 これまでどおり納付書か銀行振込でお支払いください。	第1号被保険者（強制加入）と同じです。	定率保険料一月収（標準報酬月額）の12.4%、女子は11.45%（労使折半・60年10月から）	左記配偶者の定率保険料の中に含まれているので個別に支払う必要はありません。

◆◆◆◆ こんな人は届出を忘れずに ◆◆◆◆

昭和61年3月まで国民年金に任意加入していた次の人は届出が必要です

❶ 厚生年金・共済組合加入者の配偶者のうち、ご自身に収入があり、健康保険（共済組合）の被扶養者になっていない人
❷ 国・地方議会の議員とその配偶者
❸ 厚生年金・共済組合の年金制度（被用者年金制度といいます）の老齢（退職）年金を受けている人の配偶者
❹ 被用者年金制度の老齢（退職）年金を受ける資格期間を満たしている人とその配偶者
❺ 被用者年金制度の障害年金を受けている人とその配偶者
❻ 被用者年金制度の遺族年金を受けている人

昭和61年4月以降、こんなときは必ず届け出てください

❶ 会社や役所などに就職して、被用者年金制度の加入者になったとき（配偶者がいる人は、配偶者の届けもあわせて）
❷ 会社や役所などを退職したとき（配偶者がいる人は、配偶者の届けもあわせて）
❸ 被用者年金制度の加入者と結婚して、夫の扶養を受けるようになったとき
❹ ご自身の収入が増えて健康保険（共済組合）の被扶養配偶者でなくなったとき
❺ ご自身の収入が減って健康保険（共済組合）の被扶養配偶者になったとき
❻ 配偶者の加入する年金制度が変わったとき（厚生年金⟷共済組合）
❼ 住所、氏名が変わったとき
❽ 65才になったとき、障害者、遺族などになったとき

●届出用紙は区役所の窓口に備えつけてあります。
●手続きには、本人・配偶者の年金手帖・印鑑が必要です。
●第3号被保険者の届出には、健康保険証と、本人の年金手帖等も必要です。

保険料を納められない人

生活が苦しくて保険料を納めるのが困難な人は、保険料免除の申請をしてください。申請が認められた人は、その期間、保険料を納めなくても年金を受ける権利は保障されます。

保険料は所得控除の対象となります

納めた保険料は、社会保険料控除として、所得から差し引いてもらえますから、年末調整や確定申告のとき、忘れずに申告してください。

受ける年金はこうなります

注 大正15年4月1日以前に生まれたひと（昭和61年4月1日で満60歳以上のひと）や昭和61年3月までに年金を受けているひとは、今までどおりの年金を受けることになります。

国民年金の加入者が受けられる年金は、基本的に老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金の3種類になります。

年をとったとき

老齢基礎年金

受けるための期間は

老齢基礎年金は、国民年金に加入して、25年以上保険料を納めたひとが、65歳から受けられます。このほか、保険料の免除を受けた期間、また、昭和36年4月から昭和61年3月まで、厚生年金・共済組合などに加入していた期間とその配偶者期間があわせて25年以上ある人も受けられます。ただし、昭和5年4月1日以前に生まれたひとは、生年月日により21年から24年の加入期間でも、老齢基礎年金が受けられます。（表1）

▼表1 資格期間及び加入可能年数早見表

生年月日	資格期間（年金を受けるために最低必要な期間）	加入可能年数（満額の年金を受けるために必要な期間）
昭和2年4月1日以前	21年	25年
昭和3年4月1日以前	22年	26年
昭和4年4月1日以前	23年	27年
昭和5年4月1日以前	24年	28年
昭和6年4月1日以前	25年	29年
昭和7年4月1日以前	25年	30年
昭和8年4月1日以前	25年	31年
昭和9年4月1日以前	25年	32年
昭和10年4月1日以前	25年	33年
昭和11年4月1日以前	25年	34年
昭和12年4月1日以前	25年	35年
昭和13年4月1日以前	25年	36年
昭和14年4月1日以前	25年	37年
昭和15年4月1日以前	25年	38年
昭和16年4月1日以前	25年	39年
昭和16年4月2日以降	25年	40年

※厚生年金や共済組合のみの加入者（昭和31年4月1日以前に生まれた人など）は資格期間について、別の短縮措置があります。

年金額は

年金額は、62万2千800円です。(61年4月現在)

ただし、これは加入可能年数すべてを納めた場合で、保険料未納期間があるひとは、つぎの計算式により年金額が減額されます。

$$622{,}800円 \times \frac{\text{保険料を納めた月数} + \text{保険料を免除された月数} \times \frac{1}{3}}{\text{加入可能年数} \times 12月}$$

※保険料納付期間が加入可能年数をこえる場合でも、年金額は満額(622,800円)と同じです。ただし、60才に達するまでは、保険料を納付することになっています。

年金は物価スライド制

年金額は、生活水準などの変動（年平均の全国消費者物価指数が、5％を超えた場合）に応じて、改定されるようになっています。

厚生年金・共済組合の加入者は

厚生年金・共済組合の加入者は、65歳から老齢基礎年金に加えて老齢厚生年金・退職共済年金が受けられます。また、60歳以上で退職しているひとは、65歳まで老齢厚生（退職共済）年金が特別支給されます。

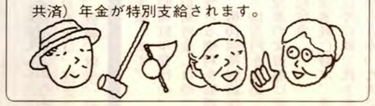

障害者になったとき

障害基礎年金

国民年金に加入中、障害者になったとき、つぎのいずれかに該当すれば、障害基礎年金が受けられます。

①初診日に加入期間の⅔以上の保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）があること。
②昭和71年4月1日前に初診日がある場合は、初診日前の1年間に保険料の滞納期間がないこと。

20歳前に障害者になった場合は

20歳前の病気やケガで障害者になったひとも、20歳になると障害基礎年金が受けられます。(ただし、本人の所得制限があります。)

障害基礎年金額

1級　778,500円
2級　622,800円

◎子の加算額

18歳未満の子と生活しているひとは、右の額に子の加算額を加えた額

第1子……186,800円
第2子……186,800円
第3子目から1人につき…　62,300円

遺族になったとき

遺族基礎年金

国民年金の被保険者または、老齢基礎年金を受けられるひとが死亡したとき、その人に扶養されていた子のある妻、または子が、次のいずれかに、該当すれば、遺族基礎年金を受けられます。

①死亡日前に加入期間の⅔以上の保険料納付済期間（保険料免除期間も含む）があること。
②死亡した人が、老齢基礎年金を受けられる資格があること。
③昭和71年4月1日前に死亡した場合、死亡日前の1年間に保険料の滞納期間がないこと。

遺族基礎年金額

妻が受けるとき（子1人）
809,600円
（子が2人以上のとき 子の加算額参照）

子が受けるとき
622,800円
（子が2人以上のとき 子の加算額参照）

●自営業の人など（第1号被保険者）が受けられる年金

種類	年金を受ける条件	年金額
付加年金	付加保険料（月400円）を納めたひとが受けられます。	200円×付加保険料を納めた月数
寡婦年金	老齢基礎年金を受ける資格のある夫（結婚期間10年以上）が、亡くなったとき、妻が60歳から65歳になるまで受けられます。	夫が受けられた年金額の¾
死亡一時金	保険料を3年以上納めた人が、年金を受けずに亡くなったとき。	保険料を納めた期間に応じ100,000円～200,000円

年金についてのご相談はいつでも

●千代田区役所国民年金課
☎264—0151
●麹町社会保険事務所（三番町22）
☎265—4381
●神田社会保険事務所（三崎町2-9-2）
☎263—2161

いろいろな相談ごと受付ます

社会保険・国民年金などの街頭相談

厚生年金、国民年金、健康保険など相談に応じます。お気軽にどうぞ。

とき・会場
・10月14日㈫　15日㈫午前10時～午後4時（両日とも雨のときは16日㈭）＝秋葉原駅西口広場（電気街）
・10月21日㈫午前10時～午後4時＝地下鉄市ヶ谷駅構内

なお、10月17日㈮、18日㈯に産業会館で行なわれる「消費生活展」にも相談コーナーを設けます。

問合せ　麹町社会保険事務所☎265—4381、神田社会保険事務所☎263—2161または、国民年金課

心身に障害がある方の福祉総合相談

区では、心身障害者のための福祉総合相談を行います。医師による無料診察や、日常の療養についての相談や、身体障害者手帳の申込みなど受付けます。

とき　10月24日㈮、午後1時30分～4時

会場　富士見福祉会館（千代田区富士見2—3—6☎262—1045）

内容　医療相談、愛の手帳の相談、障害程度の判定、補装具・更生医療の給付、税・年金相談、就労相談など

費用　無料

問合せ　福祉課障害者福祉係

高齢者の就労相談

高齢者（おおむね60才以上）に適した仕事に従事したい方、能力を活かして働きたい方の相談を行っています。

高齢者向きの仕事を提供できる方の、相談も同時に受付ます。

とき　毎月第4水曜日　午前10時から午後3時

会場　高齢者センター

問合せ　高齢者センターへ☎265—3981

※左記の日以外の相談、問合せは、文京高齢者無料職業紹介所へ（文京区小日向4—1—6☎814—6536）

戦傷病者の妻などに特別給付金

戦傷病者の妻に対する特別給付金が支給されます

戦傷病者等の妻で、次の方に特別給付金を支給します。

(1)現在、戦傷妻の特別給付金を受けている方で、夫が昭和61年10月1日に第5款症以上の増加恩給等を受けている方（償還未終了の方も含む。）

(2)昭和58年4月1日までに戦傷病者等（第5款症以上）の妻になった方。

(3)第2回ぬ号、第6回い号、第11回い号の特別給付金を受けている方で、夫が昭和61年10月1日に第5款症以上の増加恩給等を受けていない方（償還未終了の方も含む。）

(2)昭和58年4月1日までに戦傷病者等（第5款症以上）の妻になった方。

(3)第2回ぬ号、第6回い号、第11回い号の特別給付金を受けている方で、次の方に特別給付金を支給します。

(1)現在、戦傷妻の特別給付金を受けている方で、夫が昭和61年10月1日に第5款症以上の増加恩給等を受けている方（償還未終了の方も含む。）

(2)昭和58年4月1日までに戦傷病者等（第5款症以上）の妻になった方。

(3)第2回ぬ号、第6回い号、第11回い号の特別給付金を受けている方で、夫が昭和61年10月1日に第5款症以上の増加恩給等を受けていない方（償還未終了の方も含む。）

戦没者等の妻・父母・祖父母に対する特別給付金が継続支給されます

昭和61年10月1日において公務扶助料、遺族年金等を受ける権利のあるつぎの方に、特別給付金を支給します。

(1)戦没者等の妻に対する特別給付金

①昭和58年3月31日までに、夫である戦傷病者等が、公務又は勤務に関連して死亡したつぎの方に特別給付金を支給します。

(ア)昭和54年発行の第8回特別給付金（い号）5万円、または、2万5千円を受ける権利を取得した方（昭和59年発行の第11回特別給付金（い号）2万円、または、1万円を受ける権利を取得した方に限る。）に第4回特別給付金（を号）60万円を支給します。

(イ)昭和51年発行の、第6回特別給付金（い号）30万円または、15万円を受ける権利を取得した方に、第10回特別給付金（は号）120万円を支給します。

(ウ)昭和51年発行の、第2回特別給付金（ぬ号）10万円または、5万円を受ける権利を取得した方に、第4回特別給付金（を号）60万円を支給します。

②昭和51年発行の、第4回特別給付金（は号）60万円を受ける権利を取得した方に、第10回特別給付金（は号）120万円を支給します。

(2)戦没者の父母等に対する特別給付金

戦没者死亡時に、その戦没者以外に同じ氏を名乗る子も孫もなかった方で、昭和56年発行の、第7回特別給付金（に号）60万円を受ける権利を取得し、その後、昭和61年9月30日までに同じ氏を名乗る自然血族の子も孫も持たなかった方に、第9回特別給付金（に号）60万円を支給します。

問合せ　福祉課福祉係

ご利用ください　区の各種資金

生業資金100万で

個人で事業をしている方に

生業資金は、個人で事業をしているひとが、ほかから融資を受けられないときにお貸しするものです。

貸付が受けられるひと
①区内に1年以上住んでおり、②主としてこの貸付金による事業によって生計を立てていて
③住民税を完納しており、④連帯保証人がいるひと

貸付額　100万円以内（特別な場合には110万円以内

利率　年3・65％

返済方法　6か月据置後、50か月の均等返済

申込期限　10月18日㈯

冠婚葬祭、病気などに応急資金20万で

応急資金は、区民のみなさんが、就職、結婚、病気などで急にお金が必要になり、ほかからすぐに資金を借りることができないときに、お貸しするものです。

貸付が受けられるひと
①区内に3か月以上住んでおり②独立の生計を営んでいる世帯主で、
③確実に返済できるひと

貸付額　1世帯20万円以内（災害、療養の場合は40万円以内）

利率　無利子

返済方法　6か月据置後、20か月以内の均等返済（特別な場合は40か月以内）

※申込みには保証人は必要ありませんが、申込書のほかに、資金を必要とする証明が必要です。

高額の医療費の支払には高額療養資金60万で

高額療養資金は、高額の医療費（保険適用分）や付添看護料の支払いに困ったときにご利用ください。

貸付が受けられるひと
①国民健康保険に加入して②区内に3か月以上住んでおり③本人または家族が高額療養費や付添看護料の支給を受ける見込みがあり、④療養に必要な費用の支払いが困難であるひと

貸付額　高額療養費などの見込額（1か月60万円以内）

利率　無利子

返済方法　高額療養費などを本人にかわり区が受領することで返済とします。

申込みに必要なもの
・医療機関の発行した医療費の明細書または請求書などで、入院中の保険診療の内訳がわかるもの。
・高額療養費などの代理受領の委任状（委任状が出せないときは連帯保証人が必要）
・健康保険証、実印など

各種資金の申込み・問合せは福祉部管理課へ。

10月12日(日)～18日(土)　行政相談週間

特設行政相談所を開設

国や公社・公団などの仕事についての相談に応じている行政相談制度を理解していただくため、10月12日から「行政相談週間」が始まります。

週間行事の一環として、特設行政相談所が開設されます。

とき　10月15日㈬午前10時～午後4時

会場　東京駅八重州地下街「花の広場」

一日所長　女優三ツ矢歌子さん

参加機関　関東管区行政監察局他

お気軽に相談を　区の行政相談

区では、行政に関する相談を受けています。

なお、区には2人の行政相談員がおり、自宅で常時相談をお受けしています。

■行政相談
とき　毎月第2火曜日、午後1時～3時
会場　区民相談室

■行政相談員
藤村ヤエ氏（有楽町2—3—5隆和ビル☎571—1524）
角地隆光氏（神田東松下町47☎256—2709）

問合せ　広報課区民相談係

いんふぉめーしょん

■緑化運動の標語を募集

緑の保護と回復を呼びかける標語を募集しています。ふるってご応募を。ハガキには標語と住所、氏名、年齢、職業（学校名）、電話番号を記入し10月31日㈭までに左記へ

申込み・問合せ　東京都労働経済局農林水産部林務課内首都緑化推進委員会事務局（☎212—5111内線31—855）へ

■特例永住許可申請はおすみですか

申請期限は本年12月31日

申請できるひと　終戦前から引き続き日本に在留している朝鮮半島・台湾出身のひとたちとその直系の子孫として日本で生まれ引き続き在留しているひと
右記の方は、永住許可の申請をすればすべて永住が許可されます。（手数料は無料）

申請先・問合先　まだ申請をしていない方は最寄りの入管へ申請を。くわしくは、法務省入国管理局（☎580—4111）か東京入国管理局（☎213—8111）へ

問合せ　千代田区選挙管理委員会事務局☎264—0151

◀千代田区選挙人名簿登録者数（昭和61年9月2日現在）

投票区	投票所名	計	男	女
1	番町出張所丸の内分室	195	140	55
2	永田町小学校	2,215	1,096	1,119
3	麹町小学校	5,114	2,416	2,698
4	九段小学校	4,794	2,166	2,628
5	富士見小学校	4,309	1,920	2,389
6	千代田区役所	1,348	851	497
7	西神田小学校	3,286	1,591	1,695
8	錦華小学校	3,258	1,620	1,638
9	小川小学校	1,918	879	1,039
10	淡路小学校	1,479	688	791
11	神田小学校	2,744	1,278	1,466
12	今川中学校	1,091	534	557
13	千桜小学校	799	376	423
14	今川小学校	2,434	1,126	1,308
15	和泉公園内（仮設建物）	2,009	938	1,071
16	芳林小学校	3,466	1,663	1,803
17	番町小学校	2,058	1,005	1,053
合計		42,517	20,287	22,230
( ) 内は昨年と比較して		(-1,185)	(-506)	(-679)

赤い羽根にご協力を

この募金運動で集まったお金は、恵まれないひとのために役立てられます。
ご協力をお願いします。

共同募金
10月1日から
〝わかちあう幸せ〟

健康ガイド

▶麹町保健所
〒102 平河町2-7-4 ☎221-1311

▶神田保健所
〒101 神田錦町3-10 ☎291-3641

申込み　麹町保健所予防課

■療育相談（予約制）
とき　11月20日㈭午後2時～3時
会場　麹町保健所
対象　先天性股関節脱臼や斜けいなど身体に障害があるかそのおそれのある乳幼児
内容　専門医による相談と診察
申込み　麹町保健所予防課

■肺がん検診（予約制）
とき　11月21日㈮午後1時30分～3時
会場　麹町保健所
対象　35歳以上の区民で20名
申込み　麹町保健所予防課

■精神衛生相談（予約制）
とき　11月14日㈮午後1時30分～3時
会場　麹町保健所
対象　心の問題で悩み、生活に支障をきたされている方で2名

健康メモ
ペットの正しい飼い方

年々、動物を飼う家庭が多くなっています。動物の種類も多種多様で、小さいものは昆虫から、魚類、鳥類、最も多いのがイヌ、ネコ、大きなものではサル、ワニ、ヘビ（これらは東京都動物の保護及び管理に関する条例の飼育許可が必要です。）といった具合で、その数と内容から社会問題になってきています。

区でも区民の方々から寄せられる苦情の多くは、犬の放し飼いによるものや、野良猫の増加とともに、ネコの排泄物による悪臭等の苦情が増えてきています。

動物を飼う場合には、真に動物を愛するという心構えが必要であり、飼う以上は責任を持って飼いましょう。

ペットを飼う条件

1大きさが適当であること。動物園で見られるものはやめること。犬でも特別の大型犬は、人口の多い都心では不向きです。

2飼養する数が適当なこと、多頭飼育はやめましょう。イヌ、ネコの繁殖制限は飼い主の責任です。不幸なイヌ、ネコを増やさないための手立て（避妊手術）もときには必要となります。

3安全であること。攻撃的なもの、毒のあるもの等は避けましょう。

4近所迷惑にならないこと。鳴声、悪臭、排泄物、毛をまきちらすなど近所に迷惑をかけないよう配慮することが必要です。

人畜共通伝染病について

ペットを飼う場合に知っておきたいことは、人畜共通伝染病です。例えば狂犬病はウイルスが原因で、イヌ、ネコ、ヒトなどすべての哺乳動物がかかります。この他ヒト↔鳥で感染するオウム病など沢山の伝染病があります。

ペットは、日頃から健康状態を把握し異常があれば早目に獣医師の診療を受けることが必要です。

生き物であるペットを飼う場合は、最後まで愛情と責任を持って接することが飼養者に要請されます。

健康づくり展
（麹町保健所落成記念事業）

保健所の落成を記念して、〝健康づくり展〟を開催します。これは、保健所を地域の方の健康を守るため施設として、充分活用していただくために、保健所の事業内容と、新しい施設、設備についての紹介を兼ねて開催するものです。

とき　11月12日㈬・13日㈭午後1時～5時
会場　麹町保健所

当日は、記念講演会及び食生活展のほか、各種健康相談、環境衛生、食品衛生などの相談と展示など、健康づくりに実際に役立つ催物を予定しています。

詳しい内容は、次号でお知らせします。

問合せ　麹町保健所

健康教室
～健康は、正しい知識のつみかさね～

人生80年時代を迎え、ますます大切なものとなった健康。それを守るのは、あなた自身です。

みなさんの健康づくりに、少しでも役立てていただくため、「健康教室」を区と神田医師会」との共催で開催します。お誘いうえのうえご来場を！

とき　11月6日㈭　午後2時～3時30分
会場　神田保健所
テーマ　「病気とたべものの関係」
講師　神田医師会理事　平野　良雄先生
問合せ　神田保健所

日程変更　乳児健康診査及び母親学級（麹町保健所分）の日程が、都合によりつぎのように変更します。

■乳児健康診査　11月11日㈫が11月4日㈫へ、11月13日㈭が11月6日㈭へ。

■母親学級　11月12日㈬が11月5日㈬へ

なお、受付時間、実施場所は変わりません。

お早めに受診を!!

千代田区民■■■■■健康診査
～10月18日㈯まで～

現在区で行っている「区民健康診査」と「女性健康診査」の受診期間は、10月18日㈯までです。

受診券をお持ちの方は、お早めに受診してください。

あなたの健康は、あなた自身が守るもの。ぜひ、この機会に〝定期健診〟を！

問合せ　保健課成人保健係

'86 健康フェスティバル

東京都では、10月10日から16日までの「40歳からの健康週間」にちなんで、つぎのような行事を開催します。

みなさんもぜひご参加を。

▼'86健康フェスティバルの主な行事

●10月10日＝オープニングセレモニー／健康ウォークラリー／健康つなひき大会

●10月10日～12日＝健康プラザ

●10月11日～12日＝ヘルシーコンサート／ヘルシーアトラクション

会場　日比谷公園

問合せ　くわしい行事内容などは東京都衛生局成人保健課へ。
☎212-5111　内線28-239

老化の予防と家庭看護講習会

人生80年時代を迎える中、健康で楽しく生活したいものです。

そこで「寝たきりにならない、させないために」実習中心の講習会と、「ぼけにならない、させないために」老化予防等の講習会を開催いたします。

内容

Ⓐ1日の生活を通しての家庭での看護（実習中心なので各自バスタオル1枚、手ぬぐい2枚、風呂敷1枚持参のこと）

Ⓑ老化の予防と老いへの対応、おとしよりへの理解、おとしよりの心理など。

とき・会場・内容　左表

月　日	時　間	会　場	内容
10月28日㈫	午後1時30分～4時	万世橋出張所	Ⓐ
10月31日㈮	午後1時30分～4時	富士見出張所	Ⓐ
11月4日㈫	午後1時30分～4時	番町出張所	Ⓑ
11月6日㈭	午後1時30分～4時	和泉橋出張所	Ⓑ
11月8日㈯	午後6時～9時	神田公園出張所	Ⓐ
11月10日㈪	午後6時～9時	神保町出張所	Ⓑ

講師　在宅看護普及会　後藤　栄子氏

参加費　無料

定員　30名

申込み・問合せ　10月24日㈮までに電話かハガキで千代田区社会福祉協議会ボランティアコーナー（〒102千代田区九段南1―6―11 ☎265―0882 ☎261―2279）

長寿を祝う

区長が高齢者を訪問

敬老の日を前にした、9月10日、加藤区長が区内の高齢者の方4人のお宅を訪問しました。区長は、長寿を祝い記念品を、みなさんに手渡しました。（写真右下）

これからもみなさん元気で長生きしてください。

敬老会で楽しい一日

11日には、敬老会が開催され、招待されたお年寄りが、演芸や民謡で楽しい一日をすごしました。

なかでもひときわ拍手を浴びたのが神田小学校の児童による器楽演奏。こどもたちの奏でる元気な音楽に、お年寄りのみなさんは、大満足のようすでした。

▲神保町の矢口潔郎さん（96歳）宅で

▲敬老会で

まちの話題'86
～染色のふるさと千代田～
千代田区きもの産業展

「和服のよさをみなおそう」と、9月26・27日に区立産業会館で〝きもの産業展〟が開催されました。（千代田区、千代田和服振興連合会共催）

いろとりどりの着物の展示のほか、友禅染など神田にのこる伝統技術の実演が行われました。コンピュータを使った裁寸やアンティーク着物のプレゼントも人気を呼び、2日間で約500名の来場者でにぎわいました。

▲木版染の実演

区民スポーツ大会
第1回 区民健康マラソン大会

区民スポーツ大会の3種目め「区民健康マラソン大会」が開催されます。

さわやかな秋空のもと、元気いっぱい走ってみませんか！

とき 11月9日(日)、午前10時

コース 半蔵門集合 半蔵門→三宅坂→桜田門→大手町→竹橋→半蔵門（約5㌔）

対象 区内在住者で200名

種目 ①男子の部②女子の部

参加費 保険料190円

申込み・問合せ 10月31日(金)までに、社会体育課体育係へ

▼国会議事堂付近

区民健康マラソンコース

▲近代美術館付近

▼巽櫓付近

明治大学で
秋の区民大学「現代と人間関係」講座

今回は、「人間関係論」にスポットをあててみました。

現代における人間関係を、総合的に、かつ様々な社会現象、日常の中からとらえ、体系的に学んでいく講座です。

とき 11月6日～12月11日の毎週木曜日（延6回）午後6時30分～午後8時30分

会場 明治大学駿河台校舎大学会館5階会議室

対象 区内在住、在勤者100名

受講料 無料（資料代500円は負担）

申込み・問合せ 往復ハガキに①区民大学講座②住所、電話番号③氏名④性別⑤年齢⑥勤務先（名称・住所・電話番号）を記入して10月30日(木)までに（必着）千代田区教育委員会社会教育課事業係（〒102 千代田区九段南1－5－10 ☎234－2841）へ

▼秋期区民大学講座「現代人と人間関係」・日程・テーマ・講師

月　日	個別テーマ	講　師
11月6日	現代日本の人間関係	明治大学商学部教授 市川　浩氏
13日	アイデンティティーと人間関係	
20日	マネージメントと人間関係	明治大学経営学部助教授 根本　孝氏
27日	マネージャーと人間関係	
12月4日	家庭生活の人間関係	明治大学経営学部教授 山田雄一氏
11日	生涯設計と人間関係	

九段社会教育会館で
家庭教育学級
こどもたちは今
親はどのように――対応したらよいか

こどもたちの〝いじめ〟や〝自殺〟が今、大きな社会問題となっています。

こどもたちが立派に成長するために、学校での教育はもちろんのこと、家庭での教育の重要性が叫ばれています。

そこで今回の家庭教育学級では、こどもの人間関係、発育、発達や、親の役割などについて考えていきます。

日程・内容など 下表

会場 九段社会教育会館

募集人数 各コースとも45名

申込み・問合せ 千代田区教育委員会社会教育課事業係（☎234－2841）へ電話で申込みを。

※幼児コースには、託児室を設けますのでお申し出を。

▼家庭教育学級・日程など

コース・時間	日程・内容・講師			
幼児コース 午前9時30分～11時30分	11月4日(火) 「遊びを通して」 新宿区立東戸山幼稚園長 松原要子氏	11月11日(火) 「童話や絵本を通して」 童話作家 村山桂子氏	11月18日(火) 「幼児の健康」 東京学芸大学教授 近藤充夫氏	11月25日(火) 「親子のきずな」 ファミリーコンサルタント 高橋愛子氏
小学生コース 午前9時30分～11時30分	11月5日(水) 「友だちとの交わりの中で」 都立教育研究所指導主事 須藤らん子氏	11月12日(水) 「学校と塾の勉強」 東京理科大学助教授 伊藤順康氏	11月19日(水) 「性教育から逃げない親に」 都幼・小・中・高性教育研究会副会長 小林栄子氏	11月26日(水) 「親子の対話」 武蔵野音楽大学教授 木下邦茂氏
中学生コース 午後1時30分～3時30分 (11/25は午後2時～4時)	11月4日(火) 「いじめを考える」 都立片浜養護学校教頭 清野佳成氏	11月11日(火) 「進路を考える」 千葉大学講師 比留間一成氏	11月18日(火) 「中学生の性の発達と親のかかわり」 江東区立文化センター事業課長 恩田大進氏	11月25日(火) 「親の接し方」 法政大学教授 千葉康則氏

施設だより

児童館

■一番町児童館☎230－0866

●開館4周年「一番町まつり」実行委員募集中！ 10月25日(土)＝午後2時からパレード、3時から「風の劇場」公演、11月1日(土)＝午後2時30分からおみせや

■四番町児童館☎234－3084

●秋まつり 10月25日(土)午後2時30分、おみせやさん、など。

高齢者センター
☎265－3981

■ハイキングとバス見学

●ハイキング＝10月28日(火)、午前8時～午後4時、筑波山、60歳以上の区民で健脚なひと参加可。40名まで

●バス見学＝11月11日(火)、午前8時30分～午後4時、横浜三渓園と山下公園、60歳以上の区民参加可、40名まで

申込み ハイキング、バス見学とも10月14日(火)、午後1時から説明会を行います。説明会終了後、申込みを受付けますので必ず出席を。なお、両方の申込みはできません。参加する方は、事前に健康チェックを受けていただきます。

富士見福祉会館
☎262－1045

■映画観賞会（無料）

とき 10月18日(土)、午後1時

上映作品 「化粧」（松坂慶子、池上季実子出演）

対象 心身障害者と家族

みんなでスポーツを

多数のときは、在住者優先のうえ抽選

■リズムシェイプアップ

3歳以上の幼児とそのお母さんを対象にリズムシェイプアップを開催します。お母さんは「リズムエクササイズ」お子さんは「チビッコ体操」でさわやかに汗をかきましょう。なお、リズムエクササイズだけの参加もできます。

・リズムエクササイズ＝リズムにのって体操を行います。定員30名

・チビッコ体操＝マット、とび箱、トランポリンを使用した運動を行います。定員30名

とき 10月29日～12月10日までの毎週(水)曜日、午後2時～3時30分（全7回）

会場 区立総合体育館

申込み・問合せ 総合体育館（☎256－8444）へ電話で。

■アーチェリー大会（無料）

とき 11月9日(日)、午前10時

会場 総合体育館弓道場

参加資格 区内在住、在勤者

種目 インドアラウンドと18メートル級

申込み・問合せ 電話で社会体育課体育係へ（当日会場でも受付）

■水泳初心者講習会（無料）

とき 11月6日(木)、11日(火)、13日(木)、18日(火)、21日(木)、25日(火)の計6日間、午後6時～8時

会場 区立総合体育館

対象 区内在住・在勤の健康なひとで毎回参加でき、全く泳げないか、10m程度しか泳げない初心者で80名

申込み・問合せ 往復ハガキに住所、氏名、年齢、電話番号（在勤者は勤務先と電話番号も記入のこと）を書き千代田区教育委員会社会体育課体育係（〒102 千代田区九段南1－6－11）申込

ごあんない

■物品の買入れなど

入札参加願いの受付

千代田区では、昭和62年・63年度中に発注する物品の買入れなどについて、区と取引きを希望する方の入札参加資格審査申請の受付を行います。

受付期間 10月20日(月)～31日(金)までの土・日曜日を除く毎日、午前9時30分～午後4時

受付場所 区役所6階会議室

必要書類 都様式と同じもので、甲紙は東京都弘済会（☎212－6984）で販売しています。

今回受付る営業種目

物品＝文房具事務用品・用紙類・事務機器・楽器・繊維製品・家庭用電気器具・医療用機械器具等

建物管理業務等＝建物清掃・暖冷房設備等保守・道路公園清掃・害虫駆除等

請負・その他業務＝各種印刷運搬業務・計算検査・調査業務等

※なお、工事請負等の受付は、来年の予定です。

問合せ 入札参加資格審査申請案内のチラシが区役所、出張所、産業会館にあります。くわしくは、経理課契約係へ。